平成２８年（フ）第１１６０号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目１番９号ハイツことぶき　303号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田４丁目８番34号
破産者　半田　美樹
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７０号
大阪府茨木市主原町11番25号
破産者　樋口　淳一
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１号
岡山県美作市三倉田558番地１、住民票上の住所岡山県真庭市鹿田287番地
破産者　福島榮三郎
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１６号
岡山県津山市神戸487番地１　エステート205号室、住民票上の住所岡山県津山市川崎103番地28
破産者　小椋　和則（旧姓北奥）
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６１８号
広島県東広島市西条朝日町５番35―102号片岡ビル
破産者　重光設備こと重光住設こと　重光　慶一
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
徳島県徳島市川内町鈴江北126番地、旧住所徳島県徳島市北矢三町３丁目８番６－１号
破産者　芝原礎久良
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４号
高知県幡多郡黒潮町入野5196番地22
破産者　埜下　真樹
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１５号
北海道小樽市新光３丁目４番６号　Ｊｍｍｓ新光弐番館101、前住所北海道小樽市新光１丁目11番５号
破産者　南場　清子（旧姓高島）
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２５号
北海道紋別郡湧別町曙町37番地の５、前住所札幌市南区真駒内17番地　陸上自衛隊真駒内駐屯地ＮＡＴｒａｎ
破産者　兒玉　亮平
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
秋田県横手市平鹿町醍醐字上醍醐43番地　醍醐団地Ａ－７号
破産者　石山　広美
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２３号
茨城県常総市馬場2419番地２
破産者　宇津野　誠
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６３号
横浜市中区長者町２丁目５番地14　セントラルビル810号室
破産者　上嶋　　武
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７０号
横浜市神奈川区松本町１丁目10番地12　ラ・パルフェ・ド・リュミエール504号
破産者　後藤ゆかり
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２８号
横浜市西区戸部本町42―１　カーサデェソレアード401、住民票上の住所横浜市港南区日野５丁目31番27号
破産者　西田　祐理
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３０号
横浜市港北区篠原北２丁目14番15号
破産者　加藤　俊彦
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３６号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目16番地３　青葉ハイツＡ―102
破産者　高畑美智子
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４８号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅11棟204号
破産者　今原　　正
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部